

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	1-4-8
許認可等の種類	博物館の登録				
根拠法令条例等・条項	博物館法第10条				
許認可等の概要	博物館を設置する場合の登録				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>一 博物館法第2条第1項の目的を達成するために必要な博物館資料があること</p> <p>1 博物館資料は、質量ともに国民の教育、学術及び文化の発展に寄与するにたるものであつて、資料の利用を図るため、必要な説明、指導、助言等に関する教育的配慮が払われており更に学校教育の援助に留意していること。</p> <p>2 資料は、実物であることを原則とすること。但し、実物を入手し難いようときは、模写、模型、複製等でもよいこと。</p> <p>3 資料は、採集、購入、寄贈、製作、交換等によつて収集されたものであること。但し、特別の事情のあるときは、寄託等による資料でもよいこと。</p> <p>4 必要な図書、図表等を有すること。</p> <p>二 博物館法第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること</p> <p>館長及び学芸員のほか、必要な学芸員補その他の職員を有すること。但し、館長と学芸員とは兼ねることができること。</p> <p>三 博物館法第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること</p> <p>1 博物館、美術館等にあつては、凡そ、一六五・二九平方メートル以上の建物があることを原則とし、陳列室、資料保管室、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。但し、博物館資料を有せず、単にその場所を貸与することのみを目的とする博物館美術館等は該当しないこと。</p> <p>2 動物園にあつては、凡そ、一六五二・八九平方メートル以上の土地があり、動物収容展示施設、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。</p> <p>3 植物園にあつては、凡そ、一六五二・八九平方メートル以上の土地があり、植栽園、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。</p> <p>4 水族館にあつては、凡そ、ガラス面一メートル平方の展示水槽五個以上があり、放養、飼養池、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。</p> <p>四 一年を通じて150日以上開館すること</p> <p>開館日数は、本館の開館日数を指すものであること。但し、特別の事情のある場合は、本館外における館外活動の日数を含めてもよいこと。</p>				
基準の制定根拠	博物館の登録審査基準要項について(昭和27年5月23日付け文部省社会教育局長通達)				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (事実関係の認定について事案ごとの差が大きく、標準処理期間を設定することは困難)				
期間の制定根拠					